

「ふれあい人権フェスタ2023」企画運營業務委託仕様書

1 目的

人権週間（12月4日～10日）にあたり、誰もが気軽に参加できる明るく楽しい各種啓発事業を一体的・総合的に実施し、より多くの県民が人権問題に触れるきっかけを作ることより、人権問題に対する県民の正しい理解と認識を深めることを目的に、「ふれあい人権フェスタ2023」を開催する。

2 主催（予定）

佐賀県、佐賀県教育委員会、上峰町、上峰町教育委員会、佐賀地方法務局、佐賀県人権擁護委員連合会、佐賀県人権啓発活動ネットワーク協議会、（公財）佐賀県国際交流協会

3 後援（予定）

佐賀県市長会、佐賀県町村会、朝日新聞社、共同通信社佐賀支局、佐賀新聞社、時事通信社佐賀支局、西日本新聞社、日刊工業新聞社、毎日新聞社、読売新聞西部本社、STSサガテレビ、NHK佐賀放送局、NBCラジオ佐賀、エフエム佐賀、ぶんぶんテレビ、CRCCメディア

4 開催内容

- (1) 日 時 令和5年12月10日（日） 10:00～15:00
- (2) 会 場 上峰町民センター
- (3) 対象者 県民一般
- (4) 参加費 無料

5 業務内容

「ふれあい人権フェスタ2023」開催に係る企画、設営その他一切の業務

(1) 「ふれあい人権フェスタ2023」開催に係る企画

① テーマの策定

人権週間（12月4日～10日）にあたり、より多くの県民が人権問題に触れるきっかけを作り、人権について楽しみながら考えることのできる当該事業に相応しいテーマを策定。

② イベント等の企画

- ・ 拉致問題啓発コーナー
- ・ CSO^(※)との協働企画によるワークショップ等の体験型イベント等、人権啓発に資する集客力の高いイベント

③ フェスタ会場内外の看板及び会場誘導看板の作成、設置

作成枚数、規格、設置場所等も含めて提案すること

④ その他、目的の達成、集客力向上の工夫や企画

注) 提案する企画の内容により景品等を作成する場合は、食品やお菓子、ポケットティッシュ等のいわゆる消え物は選定しないこと

※景品には佐賀県人権啓発活動ネットワーク協議会と記載すること

(2) 「ふれあい人権フェスタ2023」開催準備及び運営

① (1) で企画したイベント等の実施運営

②人権啓発パネル展

佐賀地方法務局所有のパネル30枚程度使用

③全国中学生人権作文コンテスト佐賀県大会表彰式

④ステージでの講演会

講演者の決定は県において行うので、決定後の講演者（会社等）との連絡調整等を行うこと

⑤ (公財) 佐賀県国際交流協会との協働による多文化共生啓発コーナー

⑥ステージイベントの内容に応じて、手話通訳者、要約筆記者の手配

⑦駐車場の誘導、整理を行う人員の配置

⑧託児所の設置、管理運営

⑨事前申し込み等を行い、イベント参加者の連絡先の把握

⑩消毒用アルコールの準備、設置

⑪業務完了報告書の作成及びアンケートの実施

イベント終了後、業務完了報告書を提出すること。また、啓発効果を図るため、イベント会場でアンケートを実施し、集計・分析すること。

- ・報告書用の写真撮影を行い、写真は県に納品すること。なお、納品されたデータは県が作成する本件事業についてのホームページや印刷物等へ使用できるものとする。
- ・報告書は2部提出すること。
- ・アンケートの内容は県と協議すること。
- ・回収したアンケートは集計後、県に提出すること。

(3) 「ふれあい人権フェスタ2023」開催についての広報

・新聞広告による開催広報

※佐賀新聞は必須

・イベント広報用ポスター、チラシ

イベント広報用ポスター、チラシ及び当日配布用プログラム、アンケートの印刷は下記のとおりとする。デザインについては、主催者等と協議のうえ作成すること。

①ポスター B2版 片面 フルカラー 150部

②チラシ A4版 表面フルカラー、裏面一色印刷 15,000部

③プログラム A4版 両面一色印刷 700部

④アンケート A4版 片面一色印刷 700部

- ・県が指示した日までに納品すること。
- ・①、②の一部については、県の指示により、県の封筒に封入れ（のり付け）すること。また、封入れの内容については、県の指示に従うこと。
- ・ポスターやチラシ及び作成に用いた出演者の写真やイラスト、ロゴなどは、県民だよりや新聞広告等県が実施する広報においても、単体及び組み合わせて使用するので、出演者の承諾を得たうえで、それらのデータを提供すること。

6 業務委託期間

契約締結の日～令和5年12月28日

7 予算額

2,812千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8 その他の留意事項

- (1) 受託者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、すべて県に帰属するものとし、県が無償で期限に定めなく二次利用できるものとする。
- (2) 業務にあたり、第三者（本県および受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (3) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- (4) 契約書および本仕様書に記載のない事項については、県と受託者とが十分に協議を行い対応するものとする。
- (5) 受託者決定後、県との協議により、採用された企画を一部変更することがある。

※CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。